

令和7年度架け橋期コーディネーター派遣事業実施要項

1 趣 旨

架け橋期コーディネーター（以下、コーディネーターという。）を府内の幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校（義務教育学校前期課程含む。以下同じ。）や各種研修会等に派遣し、教育・保育内容等についての助言や講師業務等を行うことにより幼児教育の質向上と幼小の架け橋期の円滑な接続を図る。また、市町村の広域的な連携を推進するとともに、市町村におけるコーディネーターの活動を支援する。

2 派遣対象

(1) 幼児教育施設に対する助言

公私立幼稚園・保育所・認定こども園（京都市立を除く。）における園訪問を伴う保育参観等による助言等

(2) 小学校に対する助言

小学校が連携する幼児教育施設と合同で行う保育参観又は授業参観を含む研修会等における助言等

(3) 研修会等における講師業務、助言

ア 市町（組合）教育委員会又は市町村首長部局幼児教育所管課が主催する研修会

イ 幼児教育・保育関係及び小中学校教育関係団体が主催する研修会（各ブロック単位等での研修会を含む。）における助言等

3 派遣するコーディネーター

(1) コーディネーター（ジェネラル）

原則として公私立幼稚園の園長、公私立保育所の所長及び公私立認定こども園の園長経験者であるコーディネーターの中から京都府幼児教育センター（以下「センター」という。）が決定する。

(2) コーディネーター（スペシャル）

特定の専門分野に係るコーディネーターの派遣を依頼する依頼者が「（別表）特定の専門分野に係る指導・助言者一覧」から希望者等を選択するものとする。

※(1)(2)に該当するコーディネーターの資料については、別に通知する。

4 内 容

(1) 幼児教育施設に対する助言

ア 各幼児教育施設を訪問し保育参観の上、教育・保育内容や指導の方法についての助言等を行う。

イ 園内研修の計画、実施方法等についての助言等を行う。

ウ 小学校教育への接続についての講演、助言等を行う。

(2) 小学校に対する助言

ア 小学校及び幼児教育施設を訪問し、授業参観又は保育参観の上、接続期の保育・教育等についての演習及び助言等を行う。

イ 接続期カリキュラムの作成、実施、改善等についての助言等を行う。

(3) 研修会等における講師業務、助言

ア 教育・保育内容等に係る講演、演習及び助言等を行う。

イ 小学校教育への接続についての講演、演習及び助言等を行う。

ウ 市町村のコーディネーターに対する研修会の講師等を行う。

5 派遣期間

原則として、令和7年5月から令和8年2月末までとし、平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時までの間とする。

なお、上記3の(2)に該当するコーディネーターの派遣については6月下旬から開始する。

また、6月下旬から9月末までを前期派遣期間、10月から2月末までを後期派遣期間とする。

6 派遣回数及び申込期間

- (1) 上記3の(1)に該当するコーディネーターについては、年間2回まで派遣可能とする。

※申込期間 派遣希望日の2か月前

- (2) 上記3の(2)に該当するコーディネーターについては、前期、後期各1回の年間2回まで派遣可能とする。

申込期間は次の表の通りとする。

派遣希望日	前期		後期
	6月下旬～7月末	8月～9月末	10月～2月末
申込期間※	4月14日～5月9日	4月14日～5月30日	6月2日～7月31日

※申込期間は、第1～3希望日の中で「最も早い派遣希望日」に準じる。

7 派遣後の電話によるフォローアップ

(別添1)のとおり実施する。

8 他園からの参加受け入れについて

(別添2)のとおり実施する。

9 派遣手続き

- (1) 派遣を希望する場合は、原則として6(1)及び6(2)の期間内に、「架け橋期コーディネーター派遣依頼書」(別紙1-1)又は(別紙1-2)を京都府教育庁指導部学校教育課(以下「学校教育課」という。)に提出する。
- (2) 学校教育課は、派遣依頼書に基づき、派遣日及び派遣するコーディネーターを決定し、派遣日の1か月前までに依頼者へ連絡する。
- (3) 派遣を受けた者は、事業実施後10日以内に、「架け橋期コーディネーター派遣報告書」(別紙2)を学校教育課に提出する。
- (4) 上記(1)及び(3)について、公立幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校においては、市町(組合)教育委員会又は市町村幼児教育担当部局を通して提出、私立幼稚園・保育所・認定こども園においては、直接学校教育課に提出する。

10 その他

- (1) コーディネーターの派遣については、学校教育課の予算や日程の都合等により派遣希望に添えない場合があることに留意すること。
- (2) コーディネーターが園を訪問する際は、原則として、市町村のコーディネーター又は幼小接続に関わる担当者は同行すること。(センター担当職員等が同行する場合がある。)